

# 団体乗車券

8名様以上のお客様が同じ行程をご一緒に旅行される場合に割引となるもので、つぎの種類があります。

(ア) 普通団体 一般のお客様

(イ) 学生団体 指定学校の学生・生徒・児童・園児で、その学校の教職員に引率されて旅行する場合。

※学生団体は、先生を除く8名以上とし、申込書に学校印が必要です。

## 割引率

	8名様以上	
普通団体	大人(中学生以上)	大人普通運賃の15%割引
	小人(小学生以下)	小人普通運賃の15%割引
学生団体	教職員	大人普通運賃の20%割引
	中学生以上	大人普通運賃の20%割引
	小学生以下	小人普通運賃の20%割引

## 団体運賃の計算方法

1名分の割引運賃に人数を乗じて(10円未満の端数は、10円単位に切上げ)計算します。

例:佐世保～佐々までの往復を乗車する小学校団体で児童が13名、先生が3名乗車する場合。  
(往復普通運賃は小学生:560円、先生:1,100円)

① 1名あたりの割引運賃を算出する。

(児童分):560円の20%割引→448円

(先生分):1,100円の20%割引→880円

② ①で算出した割引運賃に人数を乗じる。

(児童分):448円×13名=5,824円 ⇒ 5,830円(10円単位に切上げ)

(先生分):880円×3名=2,640円

③ ②で算出した児童分・先生分を足す。

(児童分):5,830円 +(先生分):2,640円=8,470円

⇒8,470円がこの団体の合計団体乗車券代となる。

## 無賃扱いの発生

団体を構成する人員が、31名様以上50名様まで1名様、51名様以上100名様まで2名様、101名様以上は50名様を増すごとに1名様ずつの無賃扱いが発生します。

※団体を構成する人員・・・その団体の大人、小人、教職員等の全てを合計した人員。

構成する人員	無賃対象人員
31名～50名	1名
51名～100名	2名
101名～	50名ごとに1名ずつ